

令和5年度

第1回江別市都市計画審議会

会議録

令和5年5月30日(火)
江別市民会館小ホール

江別市都市計画審議会
(江別市企画政策部都市計画課)

目 次

1. 開会	2
2. 委嘱状交付	2
3. 企画政策部長挨拶	2
4. その他	3
5. 議事	4
・江別市都市計画マスタープラン等小委員会委員の指名	
・江別市都市計画マスタープランの改定・立地適正化計画の策定[中間報告]	
6. 閉会	17

令和5年度 第1回江別市都市計画審議会

日時 令和5年5月30日（火）
午前9時30分から
場所 江別市民会館 小ホール

議 事 次 第

1. 開 会

2. 委 嘱 状 交 付

3. 企画政策部長挨拶

4. 議 事

(1)江別市都市計画マスタープラン等小委員会委員の指名

(2)江別市都市計画マスタープランの改定・立地適正化計画の策定
[中間報告]

5. そ の 他

6. 閉 会

令和5年度第1回江別市都市計画審議会

1. 日 時 令和5年5月30日(火) 午前9時30分～午前11時10分

2. 場 所 江別市民会館 小ホール

3. 出席者 江別市都市計画審議会委員14名、江別市7名(事務局含む)

都市計画審議会委員 (◎会長 ○会長代理)		江 別 市		
番号	氏 名	番号	氏 名	所属
1	○小篠 隆生	1	川上部長	企画政策部
2	◎佐々木 博明	2	伊藤次長	//
3	奥野 妙子	3	鳴海課長	都市計画課
4	鈴木 誠	4	宮川係長	//
5	高橋 典子	5	布澤主査	//
6	芳賀 理己	6	渡邊主任	//
7	吉田 美幸	7	江崎技師	//
8	荒井 三治			
9	落合 英機			
10	柏原 克子			
11	鎌田 直子			
12	中野 稔之			
13	正国 之弘			
14	山下 光弘			
出席 14 名		出席 7 名		

1. 開会

●鳴海課長

おはようございます。定刻となりましたので、ただ今より令和5年度第1回江別市都市計画審議会を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の対応におけるマスクの着用につきましては、5月8日以降は、個人の自由となりましたので、お含みおき願います。

なお、本日の審議会につきましては、委員20名中、14名の出席となっており、2分の1以上の出席がありますので、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

2. 委嘱状交付

●鳴海課長

はじめに、昨年度の審議会より4名の委員の交代がありましたことから、新たに委員になられる方々に、企画政策部長より委嘱状を交付させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

なお、委嘱日につきましては、前委員の残任期間である令和6年6月5日までとなっております。

では、お一人ずつ、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願います。

〈部長より、奥野妙子委員、芳賀理己委員、吉田美幸委員、正国之弘委員に委嘱状を交付〉

3. 企画政策部長挨拶

●鳴海課長

それでは、次第の3.企画政策部長の川上より、ご挨拶申し上げます。

●川上部長

改めましておはようございます。企画政策部長の川上でございます。

本来であれば市長からご挨拶申し上げますところですが、他公務のため出席がかなわない状況です。代わりまして私のほうから一言ご挨拶申し上げます。

佐々木会長をはじめ、都市計画審議会の皆様には日頃より大変お世話になりまして、心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。また、今ほど新たな委員の皆様にご委嘱状を交付させていただきました。快くお受けいただき重ねてお礼申し上げます。どうぞよろしくをお願いいたします。

現在、江別市では、第7次総合計画、次期総合計画の策定に向けて作業を進めております。この都市計画マスタープランの改定につきましても、総合計画の個別計画として、皆様のご協力のもと現在進めており、それを受けての本日の審議会でございます。

江別市の都市づくりに関する方針を定める重要な計画と考えております。都市計画マスタープランの改定と併せて立地適正化計画の策定を昨年度から進めており、本日は中間報告を予定しております。本審議会の委員から構成された小委員会において、現在まで4回にわたり様々な視点からご議論をいただき、計画の前半部分を作成した状況です。この小委員会には私も出席させていただいておりましたが、江別市の地域の特性に対応した内容や、長年懸案であった内容等をご提示いただいております。着々と準備を進めているところです。小篠委員長をはじめとして小委員会にご参画い

ただいた皆様におかれましては改めてお礼申し上げます。最後になりますが、10年後の計画を見据える都市計画マスタープランの改定でございます。江別の将来都市像の実現のため皆様におかれましては、何卒、お力添えを賜りますことをお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

●鳴海課長

ただ今、委員の委嘱させていただきましたが、改めまして新たに委員になられた皆様のご紹介をさせていただきます。

《司会より、各委員の紹介》

続きまして、本審議会の事務を所管しております、企画政策部の職員を紹介いたします。

《司会より、事務局の紹介》

●鳴海課長

それでは、議事に入ります前に、本日の資料の確認をいたします。事前に送付した議事次第と江別市都市計画マスタープラン全体構想（骨子案）、江別市立地適正化計画 都市の分析と基本方針（骨子案）、そして本日配布しております「参考資料1」と「参考資料2」、「参考資料3」の合わせて6点です。

また、表紙に「江別市都市計画審議会資料」と記載された灰色のフラットファイル、新規の委員には「江別市都市計画マスタープラン2014[改訂版]」をお配りしております。皆様でございますでしょうか。

本日は、会議の傍聴を希望されている方が1名おります。佐々木会長、傍聴者の入室を許可してよろしいでしょうか。

●佐々木会長

傍聴者の入室を許可します。

●鳴海課長

傍聴者におかれましては受付時にお渡した傍聴要領の記載事項を遵守し静穏に傍聴いただきますようよろしくお願いいたします。

この後の議事につきまして、進行の都合上、「5. その他」から先に進めさせていただきます。それでは、以降の議事進行につきましては、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

5. その他

●佐々木会長

鳴海課長からお話しありましたとおり「5. その他」の説明をしていただきたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

●宮川係長

都市計画課の宮川です。私から今後都市計画変更を予定している案件について概要をお知らせいたします。参考資料3と書かれた資料をご覧ください。

案件としては、道道札幌北広島環状線に関する都市計画変更です。本日は、道路の

位置付けと事業の概要、都市計画変更の概要、今後のスケジュールを簡単にお話しします。

資料の下のページをご覧ください。まず、事業予定の道路の位置付けですが、本路線は、道央都市圏の交通計画において、主要な幹線道路網「2高速3連携2環状13放射道路」のうち、札幌圏連携道路として位置づけられている、左の図のオレンジ色で示している道路になります。また、水色で示した道央圏連絡道路、国道337号が、苫小牧や新千歳空港、石狩湾新港、小樽港といった、道央圏の外も含めた産業拠点をつなぐ道路であるのに対し、本路線は、この道央圏連絡道路を補完し、道央圏内の生活拠点や産業拠点の間をつなぐ、産業連携の軸を担う路線とされており、このうち、右の図に赤く示しておりますが、江別市区間を含む7.2kmが未着手となっております。北海道と札幌市が事業着手に向けて、準備を進めているところです。

資料の裏面をご覧ください。この道路事業のうち、都市計画決定に関する概要を説明します。この道路は4車線道路の計画であり、白い線で記載しておりますが、既に都市計画道路として計画がある対雁中通に道道のルートを設定したことを踏まえ、対雁中通のうち、道道部分である赤い範囲を、2車線から4車線の計画に変更する都市計画変更を予定するものです。

資料の下をご覧ください。今後の都市計画変更に関するスケジュールになります。

決定区分については、道庁と協議中ですが、現状では計画地に道道用地が無いことから、道路本線のほとんどが江別市決定となり、北海道決定は国道275号、5丁目通の隅切りのみとなる見込みです。今後、7月に市民説明会を行い、8月下旬頃に、本審議会へ事前説明を行う予定です。そして、都市計画案の縦覧後、来年1月に、本審議会への諮問・答申を行い、年度内の都市計画変更の手続きを考えております。

なお、現在、北海道が内部で、事業の事前評価の手続きをしている最中ですので、詳細な事業内容、都市計画の変更内容については、北海道の手続きが完了した後の、8月の審議会でご説明させていただきたいと思っております。

●佐々木会長

詳細は北海道の手続きの関係から、8月下旬に本委員会に説明いただけるということですので、よろしいでしょうか。

《委員より、質問・意見なし》

4. 議事

(1)江別市都市計画マスタープラン等小委員会委員の指名

●佐々木会長

それでは、次第の「4. 議事」について進めたいと思っております。

「(1)江別市都市計画マスタープラン等小委員会委員の指名」について、事務局より説明をお願いします。

●布澤主査

江別市都市計画マスタープラン等小委員会について、冒頭申し上げましたとおり、当審議会委員の交代がありました。これにより小委員会委員である角田様が辞任されました。このため、小委員会の委員に1名欠員が生じておりますので、小委員会設置要綱に基づき、都市計画審議会会長である佐々木会長による指名により、決定したいと存じます。

●佐々木会長

小委員会設置要綱によりますと、都市計画審議会会長である私による指名となっておりますが、何か事務局案はございますか。

●鳴海課長

それでは、大変恐縮ではございますが、事務局としての考え方について、私から案をお示しさせていただきます。

前委員であった角田様が市議会議員でありますことから、後任委員は市議会議員であります、奥野委員を小委員会委員としてご提案させていただきます。

●佐々木会長

ただいま事務局より提案されました、奥野委員を指名したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

～委員同意～

●佐々木会長

ありがとうございます。奥野委員につきましては、これより約1年余りの間ご苦労をおかけしますが、よろしく願いいたします。

(2)江別市都市計画マスタープランの改定・立地適正化計画の策定[中間報告]

●佐々木会長

それでは「(2)江別市都市計画マスタープランの改定・立地適正化計画の策定[中間報告]」について進めていきたいと思っております。事務局より案の説明をお願いいたします。

●宮川係長

事前に送付した、都市計画マスタープラン、立地適正化計画の骨子案。そして、本日配布した右上に「参考資料2」と書かれた資料をご覧願います。骨子案の概要をまとめたものが「参考資料2」であり、本日はこちらの資料で説明します。下の目次にもありますが、本日は、改定・策定の背景、都市計画マスタープランと立地適正化計画の前半部分の骨子案について説明します。なお、左下にスライドのページ番号を記載しております。

2ページ目をご覧ください。まずは、計画の改定・策定の背景を簡単にご説明いたします。

下の3ページ目をご覧ください。都市計画マスタープランとは、法律に規定される、都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、土地利用や都市施設などの方向性を示します。現行の都市計画マスタープランは、平成26年度から令和5年度までの10年間の計画であり、JRの駅を中心とした、コンパクトなまちづくりを目指すものとしております。

次のページをご覧ください。現行計画で行われてきた取組みを抜粋しております。青枠が完了したもの、赤枠が事業として継続しているものであり、顔づくり事業の完了をはじめ、都市施設の整備や土地利用などが各所で行われてきました。

下のページをご覧ください。現在、江別市が置かれている状況になります。10年前も人口は減少するものと予測されていましたが、今後は更に厳しい予測となっていることや、平成30年の胆振東部地震や突発的な豪雨など、自然災害や温暖化による

異常気象なども目立ってきております。また、年数が経過するにつれて、公共施設や道路などのインフラの老朽化が進行してきている状況や、近年では、SDGsの視点やデジタル化など、全国的な話ではありますが、こうした社会情勢の変化への対応も求められています。

次のページをご覧ください。現行計画のもと、都市づくりもある程度進んできておりますが、上位計画である総合計画が改定を行うタイミングであること、現行計画の期間が満了となること、先ほど説明した社会情勢や環境変化に対応するため、都市計画マスタープランの継続と強化が必要な状況になっております。これらを踏まえ、都市計画マスタープランの改定を行うとともに、都市計画マスタープランの一部として位置付けされ、都市づくりをコントロールする立地適正化計画の策定を行います。

次のページからは、都市計画マスタープランにおける全体構想の骨子案の説明になります。8ページをご覧ください。計画の構成ですが、大きく分けて、市内全体の方針となる全体構想と地域ごとの方針を示す地域別構想の2つとなります。過去4回の小委員会で議論し、今回、骨子案として取りまとめた内容が全体構想となります。地域別構想は、今後、小委員会で作業を進めていく予定です。

次にスライドの9ページをご覧ください。計画の位置づけですが、左上の北海道が定める「区域マス」と呼ばれる、札幌圏の都市計画に関する方針と、市の総合計画に即し、関連計画と連携・整合を図りながら、都市づくりの方針を定めます。都市計画マスタープランが基本的な方向性を示すのに対し、都市計画マスタープランの一部とされる立地適正化計画は、土地利用や交通、防災など、一部の解像度を上げた見方をするものとなっております。計画の策定にあたっては、目標年次以降の将来を見据えつつ、策定から10年後を目標年次とします。

スライドの10ページをご覧ください。第2章、江別市の現状と課題です。まずは、江別市の都市計画の現状です。用途地域や地区計画の指定状況が分かりやすいように、今回の計画書では新たに指定状況の図をつけております。また、市街地の概ねの成り立ちが分かるよう、右側の図で、区画整理や開発行為などを色別で示しております。例えば、中心部の他に、市街地外縁部に水色の区画整理が広く塗られており、当時の人口増や住宅需要に伴い、区画整理事業によって、多くの住宅地が整備・拡大されてきた状況が伺えます。

次に11ページをご覧ください。こちらの図は、都市計画の現状を示した図になり、計画書本文の9ページに同じ図があります。用途地域の指定は、市街地全体の約75%が住居系の用途となっており、都市施設の整備状況としては、都市計画道路は、84%が整備済み。公園・緑地は98%が整備済み。下水道の人口普及率は98%と、いずれも高い整備率となっております。

次に12ページをご覧ください。現状と課題のまとめになります。更に詳細な分析データは、より具体的な分析を必要とする立地適正化計画の方で説明しますので、こちらの説明は省略します。このように、現状から見えてくる課題や市民の意識などを踏まえて、今後どのような都市づくりを進めるべきかの方針を定めます。

次に13ページをご覧ください。まず、目指す将来の都市の姿は、総合計画と同じ方向性とし、「幸せが未来へつづくまち えべつ」とします。そして、将来都市像の実現に向けて、先ほどの現状・課題や市民意識、社会情勢などを踏まえ、都市づくりとしての目標を5つ設定しました。1つ目は、駅周辺などを拠点とし、他の地域と、交通や都市機能が連携する機能的で持続可能な都市とする「駅周辺を拠点とする集約型都市づくり」。2つ目は、インターチェンジや物流広域道路をはじめとした「江別の優位性を生かした経済の発展」。3つ目は、都市施設などの機能強化によるハード対策やソフト対策により、近年多発する異常気象や災害でも、一定の都市機能を確保

する「災害に屈しない強靱な都市環境」。4つ目は、江別の特色を生かし、良好な住環境を継続する「江別らしさを生かした住みよい都市」。5つ目は、自然環境の保全や環境負荷の低減など、「環境にやさしい都市づくり」とします。

次に14ページをご覧ください。目指す将来の都市の骨格を表すのが、将来都市構造です。まず、野幌駅周辺から都市機能が連担する国道12号を「中心市街地」、江別駅・大麻駅周辺を「地区核」、豊幌・高砂駅周辺、元江別中央地区を地域拠点と位置付け、イメージ図のように、今後は、拠点の中に都市機能を充実させていくイメージです。また、拠点とその他地域は、道路や公共交通などのネットワークで連携し、市街化調整区域においては、農地等の保全を基本としながら、都市部近郊の特色を生かす取り組みを進めます。

次に15ページをご覧ください。先ほどの将来都市構造を図に表したものです。東西に走る国道12号や鉄道を中心軸としながら、各交通軸、河川軸を骨格に、住宅地、縁辺部に工業地、その外側には農業地があります。中心市街地や地区核、地域拠点の一部については、今まで概念として丸く示していた拠点を、既存の都市機能の立地状況などを踏まえて、形状を具体化しました。これは立地適正化計画の都市機能誘導区域を意識したものとしています。

次に、新たに「歩行経路の軸」を追加しました。小委員会の議論でも、歩いて暮らせるまちづくりの重要なテイストと捉え、駅周辺などの徒歩による鉄道横断や、拠点の中の移動に関して、「幹線歩行経路」と位置づけ、黄色い矢印で主となる歩行軸を図示しました。

3つ目としては、ルート未定としていた、交通の骨格を担う札幌圏連携道路の5丁目通りから札幌市までの区間と、南大通の東インターチェンジまでの区間のルートを明示しました。

次に16ページをご覧ください。ここからは、各分野の方針になります。まずは、土地利用から入りますが、スライド18ページの方針図と併せてご覧ください。

拠点についてですが、市の顔となり、市全体に必要な都市機能の集積を図る「中心市街地」に野幌駅周辺と続く国道12号沿道を位置付けます。次に地域の都市活動の拠点として、江別駅・大麻駅周辺を「地区核」として位置付け、地域の日常生活を支える拠点として、豊幌・高砂駅周辺、元江別中央地区を「地域拠点」として位置付けます。住宅地については、居住や生活利便機能が調和した一般住宅地、戸建て住宅を主体とした専用住宅地から構成します。そのほか、幹線道路沿道地においては、大規模未利用地などは、周辺環境などを踏まえた土地利用を検討することなどとしています。

次に17ページをご覧ください。工業地について、既存の工業団地などは、交通の優位性などを生かした土地利用や未利用地の活用を図るとともに、インターチェンジやアクセス道路沿線の土地利用も検討すると記載しております。次に、新たに設定した分野の商業業務地です。駅周辺や幹線道路沿道などの商業業務地を位置付け、札幌圏の区域マスと整合を図った記載としております。また、今までの小委員会における議論を踏まえ、地域住民の生活利便機能や社会活動の場として、商店街を新たに位置づけました。市街地周辺においては、農地保全を基本に、農家レストランなどのグリーンツーリズムを引き続き推進することとしております。

次に19ページをご覧ください。ここからは、都市施設の方針ですが、上のページに要約した文章、下にその方針図という資料としております。まず、道路網ですが、その道路の役割に応じて、高速自動車道、地域高規格道路、広域幹線道路、都市幹線道路に分類し、完成に近づきつつある道路網の整備を推進します。今回の改定に伴い、下の図で示す通り、ルートを設定中である札幌圏連携道路や、南大通のルートが全て

決定したことにより、道路網における経路は、全て決定しております。

次に21ページをご覧ください。歩行系道路は、駅や公共施設、公園などを接続するよう配置し、拠点内などは重要度が高い経路として、主要歩行者通行路線と位置付けます。また、駅周辺の整備については、バリアフリー化をはじめとした必要な対策を図ることとします。そのほか、経路が変更となった箇所は、下の図にありますとおり、拠点の範囲を具体化したことに伴い、主要経路を延長した点や、条丁目地区で進めているかわまちづくりの計画内容を踏まえ、堤防の上やそこに繋がる経路を新たに位置づけました。次にその下の公園緑地ですが、今までは既存公園についての記載に留めていましたが、昨年、公園区域を見直した東野幌総合公園の整備に向けた検討も読み込めるような記載としました。具体的方針は地域別構想への記載を検討しております。

次に23ページをご覧ください。公共交通ですが、基本的な考え方は、現在、策定中の公共交通の計画に沿った内容としておりますが、小委員会の議論でも、これからの新たな取り組みについて話がありましたので、都市計画マスタープランの本文にも新たな移動手段の導入との書き込みを行いました。次に公共公益施設については、施設の長寿命化や機能の充実を図り、更新などにおいては、コスト縮減のため、集約化や複合化の検討を行います。上下水道・処理施設については、適切な維持管理や更新を進め、地震などへの備えを充実させます。

次に25ページをご覧ください。まず、都市環境の防災ですが、河川や公共施設などの施設整備を進めるとともに、情報発信や防災体制の充実を図ります。2つ目の記載については、立地適正化計画で作成する防災指針をイメージした内容となります。次に景観については、従来の景観に対する創出、保全、活用の考え方を記載しつつ、新たに景観の発掘や景観イベントによる所有者などに対する景観施設の保全を促す考え方を記載しております。環境共生については、基本的に、同時期に作成している緑の基本計画と整合を図っていきますので、今後、そちらの計画の動きによっては、都市計画マスタープランの記載も多少変わることも考えられます。

以上が、都市計画マスタープランの前半部分である全体構想の骨子案になります。ここで、説明者を交代します。

●布澤主査

ここからは立地適正化計画についてご説明します。立地適正化計画についても、都市計画マスタープラン同様、これまで小委員会でご議論いただいた部分を冊子ベースでまとめました。本日配布した資料と同じものをスクリーンにも移しますので、見やすい方をご覧ください。

28ページをご覧ください。こちらは立地適正化計画の構成です。昨年度においては、第1章の計画の概要、第2章江別市の現状と課題、第3章の基本的な方針までの作成となり、第4章以降は、都市計画マスタープランの地域別構想と一体で検討を進めるため、今年度に行います。本日の中間報告では、第1章から第3章までの説明となります。

29ページをご覧ください。はじめに立地適正化計画とはどのような計画かを改めてご説明します。下のイメージ図をご覧ください。外側の緑色が市全域であり、その中の青い点線が市街化区域です。現在はこの市街化区域に人口が張り付いていますが、この広さのまま、急激に人口減少が進みますと、人口密度がスカスカとなり、一定の人口集積により支えられていた医療や商業などの生活サービスの提供が困難となってしまいます。それを防ぐため、都市全体の構造の見直しが必要との背景から、平成26年に都市再生特別措置法により、立地適正化計画の制度が創設されました。人口

の密度を高めるため、市街化区域の青い点線の内側に、水色の部分であります、居住を誘導する区域を設定します。また、赤色の部分、こちらは駅の周辺などの拠点ですが、こちらに医療や福祉、商業などの都市機能を誘導する都市機能誘導区域を設定し、公共交通などで行き来をしていただくことで、「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市づくりを推進するものです。

30ページをご覧ください。こちらは、本計画で定める事項です。①から⑦までの7項目を定めることとなり、昨年度は①計画の区域と②基本的な方針を作成しました。今年度は、居住誘導区域、都市機能誘導区域や誘導施設、防災指針などを定めます。

31ページをご覧ください。左側は、計画の位置付けです。立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とされており、また、右側、計画の目標年次ですが、都市計画マスタープランの目標年次である、10年後の令和15年度としております。

32ページをご覧ください。こちらは、本計画で定める事項の①計画の対象区域です。立地適正化計画の区域は、都市計画区域である、江別市全域となります。

33ページをご覧ください。ここからは、第2章江別市の現状と課題について、分析関係をご説明します。まずは、人口です。当市は平成17年以降減少傾向にありましたが、令和2年の国勢調査においては微増しております。しかし、今後は減少の予測で、令和17年は約10万7千人、令和27年は約9万3千人の予想となっております。また、高齢化については、年々上昇する見通しです。

34ページをご覧ください。こちらは、世帯数の推移です。グラフの上の数値が全世帯数を示しており、世帯数は年々増加傾向です。また、赤い線であります、高齢者の単独世帯の割合も年々増加しております。

35ページをご覧ください。こちらは、人口密度の推移です。左が令和2年の国勢調査の結果、右側が令和17年の推計となっております。野幌地域や大麻地域の一部で若干低下すると予測されておりますが、市全体を見ると、概ね市街地の人口密度のひとつの考え方である1ha当たり40人以上という、黄色、オレンジ、赤色が占めております。

36ページをご覧ください。こちらは、従業者と通学者の流動状況です。左側は従業者で、札幌市へ2万人ほどが通勤しており、反対に札幌市から8千人ほどが江別市に働きに来ております。右側は通学者で、札幌市へ約2千人ほどが通学しており、札幌市からは2700人ほどが江別市に通っております。

37ページをご覧ください。こちらは、公共交通の利用圏域です。鉄道駅の徒歩圏800mとバス停の徒歩圏300mを併せ、89.3%の人口をカバーしている状況です。

38ページをご覧ください。こちらは、低未利用地の分布を示しております。市街地の大半で土地利用が進んでいる一方、大小の低未利用地が市街地に点在しているため、今後、どのように土地利用を図っていくかが重要と考えております。

39ページをご覧ください。こちらは、地価の状況を示しております。地価の平均値は、平成29年まで下落が続きましたが、平成30年以降、特に住宅地と商業地では、地価の上昇が続いております。

40ページをご覧ください。ここからは、都市機能として、施設の立地状況を示しております。まずは、医療施設です。内科、外科、小児科のいずれかをもつ医療施設は、広く分布しており、市街化区域を概ねカバーしている状況です。一方で、豊幌地区には立地されていない状況です。

41ページをご覧ください。こちらは、子育て支援施設の立地状況です。子育て支援センター、児童クラブ、児童センターや認定こども園、保育園、幼稚園の位置を落としておりますが、市街化区域内に広く分布していると言えます。特にJR江別駅、

野幌駅の周辺には幼稚園や保育園などの施設が集中的に立地しております。

42ページをご覧ください。こちらは、福祉施設の立地状況です。地域包括支援センターは、オレンジ色で示しておりますが、高齢者を地域で支えていくための拠点施設として、江別、野幌、大麻の各地域に立地しております。また、民間の介護事業所は、市街化区域内に広く分布しており、将来においても高齢者の人口をほぼカバーすると見られております。

43ページをご覧ください。こちらは、商業施設の立地状況です。

黄色で示したスーパーや緑色のコンビニエンスストアなどの商業施設は、市街化区域内において広く分布しております。

44ページをご覧ください。こちらは、洪水災害の想定範囲です。想定しうる最大規模の降雨により堤防が決壊した場合の図ですが、市街化区域では江別地域の一部や豊幌地域で浸水が想定されております。

45ページをご覧ください。こちらは、避難所の配置状況です。指定避難所は、市内では学校や公民館など、71件が指定されております。指定緊急避難場所は、一時的な避難場所として、地震時には公園・広場等が設定されており、市内では161件が指定されております。

46ページをご覧ください。こちらは、都市構造の評価です。全国の人口10万人から40万人の都市と比較し、評価しております。青で囲まれた項目は良好な指標であり、赤で囲まれた項目は比較して下回っている指標です。財政力や住宅地の地価、洪水浸水想定区域などが下回っております。

47ページをご覧ください。こちらは、アンケート調査や総合計画策定のための未来づくりミーティングから市民意見を聴取したものです。本市の魅力として、商業施設や医療施設の充実、交通アクセスの良さ、大学との連携・交流などが挙げられ、都市づくりのニーズとしては、交通アクセスを生かしたまちづくりや拠点の賑わいの創出、安全・安心な生活環境などが求められております。

48ページをご覧ください。こちらは、現状と課題をまとめたものです。ご説明をしてきた現状を分析したところ、表の右側のような課題が考えられます。課題としては、都市機能や居住地の適正な配置や歩いて暮らせるまちづくりの推進、未利用地の有効活用などが挙げられます。これらを踏まえて都市づくりを進めて行きたいと考えております。

49ページをご覧ください。ここからは、第3章の基本的な方針をご説明します。こちらは、立地適正化計画で定める7項目のうち、②にあたるものです。計画書のページ数としては、28ページから31ページに該当します。

50ページをご覧ください。第3章の基本的な方針では、下に記載の立地適正化計画で定める主要事項、ターゲットを設定いたします。その流れとしては、将来都市像と都市づくりの基本目標、目指すべき都市の骨格構造を定め、これらを踏まえて、主要事項、ターゲットを設定することとなります。

51ページをご覧ください。立地適正化計画は、都市計画マスタープランで掲げるコンパクトなまちづくりの実現のために具体化をする計画です。将来都市像については、都市計画マスタープランで掲げている、「幸せが未来へつづくまち えべつ」としております。

52ページをご覧ください。次に、都市づくりの基本目標ですが、都市計画マスタープランで設定した、次の5つを基本目標とします。特に目標の1、駅周辺を拠点とする集約型都市づくり、えべつ版コンパクトなまちづくりについて、本計画でも目指すところとなります。

53ページをご覧ください。目指すべき都市の骨格構造ですが、都市計画マスター

プランで将来都市構造を設定しました。考え方としては、それぞれの特性に応じた、多様な都市機能が集積した、拠点と各拠点間や、拠点とその他の地域が、道路や公共交通で連携された、「コンパクト・プラス・ネットワーク」による都市構造を構築することを目指します。

54ページをご覧ください。ここまでご説明した、将来都市像、都市づくりの基本目標、目指すべき都市の骨格構造を踏まえ、本計画で定める主要事項、ターゲットを設定します。ターゲットとは何かと申しますと、戦略の基本方針といえるものであり、立地適正化計画を作成することで、何を実現しようとしているかというものです。

55ページをご覧ください。立地適正化計画とは、改めてご説明しますと、都市機能や居住を誘導・集約し、公共交通の充実によりアクセス性の向上を図る、持続可能な都市づくりを目指すものです。そこで、都市機能・居住・公共交通・防災という、本計画の骨格となる4項目について、何を実現しようとしているかを定めます。

56ページをご覧ください。こちらは、右側に記載の立地適正化計画で定める主要事項が、都市計画マスタープランとどのように関連して、何を実現しようとしているかを記載しております。都市機能・居住・公共交通・防災の4項目とも、都市計画マスタープランの目標1の集約型都市づくり～えべつ版コンパクトなまちづくり～と最も関連することとなりますが、まず、都市機能としては、商業業務施設等の集約・誘導など産業振興の視点から、目標1とともに、目標2の優位性を生かした経済の発展、コンパクトなまちづくりによる環境負荷の低減などの視点から、目標5の環境にやさしい都市づくり、を踏まえ、「都市拠点を中心とする誰もが暮らしやすいコンパクトな都市空間の形成」の実現を目指します。

次に居住としては、災害に対する強靱化という観点から、目標3の災害に屈しない都市環境、住みやすいまちを目指すとして、目標4の江別らしさを生かした住みよい都市や目標5の環境にやさしい都市づくり、を踏まえ、「人口密度の低下抑制・地域コミュニティの強化による良好な住環境の実現」を目指します。

公共交通については、拠点と拠点や、拠点と住宅地の往来など、目標1の集約型都市づくりや、自家用車から排出されるCO2の削減など目標5の環境にやさしい都市づくり、を踏まえ、「公共交通ネットワークの維持・改善」を目指します。

最後、防災ですが、目標3の災害に屈しない強靱な都市環境などを踏まえ、「防災・減災のまち」の実現を目指します。

以上の4項目が、立地適正化計画で定める主要事項、ターゲットとなります。

57ページをご覧ください。最後、第4章の誘導区域や誘導施設設定の前に、両計画の関係性をご説明します。計画書本文の29ページに将来都市構造図がございますので、そちらを併せてご覧いただければと思います。野幌駅周辺及び国道12号沿線である中心市街地と、地区核である、江別駅周辺、大麻駅周辺、地域拠点の高砂駅周辺を都市機能誘導区域と想定しております。豊幌駅周辺、元江別中央地区については、住宅地とともに居住誘導区域を想定しております。また、工業地や農業地などは、その他の区域となります。こちらの具体的な区域については、今年度、小委員会で検討を進めたいと考えております。

58ページをご覧ください。こちらは都市機能誘導区域設定の考え方です。公共交通や都市機能施設などが集積している区域や、主要駅、市役所などが位置する拠点の周辺などを設定します。下の設定条件については、今後、小委員会でご議論いただきますが、考え方としては、以下のような区域を想定しております。商業系やその周辺の用途地域、都市施設が集積する区域、既存の都市機能が集積しており利便性などが高い区域、アクセス性が高い、駅やバス停の徒歩圏などです。

59ページをご覧ください。設定条件のイメージですが、このように、用途地域や

様々な施設の立地状況、公共交通の利用圏域などの図面などを重ねることで、区域の検討を行っていきます。

60ページをご覧ください。こちらは、居住誘導区域設定の考え方です。生活利便性が確保される区域や拠点である都市機能誘導区域にアクセスできる区域、一定の人口密度が保たれる区域や災害へのリスクも考慮します。下の設定条件については、参考として、以下のような区域を想定しております。生活サービス機能が配置されている区域や将来の人口密度が一定程度保たれる区域、公共交通が利用できる区域、災害に対するリスクが低い区域などを想定します。

61ページをご覧ください。設定条件のイメージですが、都市機能誘導区域と同様、このように図面などを重ねることで、区域の検討を行っていきます。公共交通の利用圏域、人口密度の状況、各施設の立地状況、洪水の浸水想定区域などを重ねて区域を選定していきます。

62ページをご覧ください。誘導施設設定の考え方ですが、都市機能誘導区域ごとに地域の特性やまちづくりの方向性を踏まえ設定します。施設は、規模や種類など具体的に記載することとなります。

63ページをご覧ください。こちらは誘導施設のイメージです。拠点ごとに必要となる機能を検討し、誘導を図っていきます。なお、表の全ての種類の施設を必ずしも設定するものではありません。都市づくりの視点から、この地区にはこの施設が必要などの検討を今後の小委員会で進めて参ります。

以上で、立地適正化計画のご説明を終わります。

64ページをご覧ください。最後にスケジュールについてご説明します。作業スケジュールとしては、小委員会において、第5回と6回で地域別構想や誘導区域等の議論を行っていただき、8月頃に地域別の市民意見交換会を予定しております。そこでの意見等を踏まえ、第7回の小委員会で計画案を固め、10月の都市計画審議会でご議論いただきたいと考えております。11月のパブリックコメント後に第8回小委員会を開催し、来年1月に最終の計画案を都市計画審議会でご審議いただく予定です。また、都市計画審議会としては、こちらには記載しておりませんが、8月の下旬に別件で開催をする予定があるため、今年度は本日を含めて4回開催の予定です。ご説明は以上となります。

●佐々木会長

ありがとうございました。なかなか膨大な計画で全体がつかみにくいと思いますが、小委員会委員長からポイントや事務局の説明で不足していた部分、気づいた点含めてお話しいただけますか。

●小篠委員

今長い時間を使いながら、二つの計画の骨子をご説明いただきましたが、前回までは都市計画マスタープランの策定のみを単独で行って行っていました。しかし、最近になり国交省が立地適正化計画を制度化したため、今回から立地適正化計画も同時に策定するという話になりました。両計画の違いとして、立地適正化計画は公共施設、居住施設、商業施設等の施設立地がどのようになっているかを細かく調査した上で、どこにどのようなものを集約的に配置するかという、建築物の話になります。一方、都市計画マスタープランは、市街化区域の土地利用をどうするか、外側の農業地域や環境をどうするか、交通のインフラをどうするかなどもう少し大きな話になります。特に都市計画マスタープランの全体構想の場合、今述べたような大きな話になります。それが今回の説明の前半部分です。別々の計画ではありますが、同時に策定するメリット

が何かというと、立地適正化計画では細かい建築、施設の話までを含めた検討となるので、都市計画マスタープランにもそのような部分を反映できます。前回の都市計画マスタープランの全体構想では大きな方針ばかりを話していましたが、今回は小委員会で都市計画マスタープランと立地適正化計画の話を行ったり来たりしながら検討しております。そのため、立地適正化計画のほうでこう考えるのであれば都市計画マスタープランのほうにも反映しなければいけないという話になり、計画の密度が上がると考えております。

現行の都市計画マスタープラン策定から約10年が経ち、改定時期を迎えておりますが、現行の都市計画マスタープランでは大麻、野幌、江別という駅を中心としたコンパクトなまちづくりを同列に扱っておりました。現行計画策定時点では、野幌駅を中心とした顔づくり事業を行っておりましたが、これが完了して少し時間が経ち、野幌の位置づけが変わり、また、江別ではかわまちづくりが実行されていて、まちづくりの機運が高まっております。大麻でも団地の再生や公共施設の立地などの話が出てきております。それぞれ課題が変わってきていることもあり、3つの拠点の位置づけを見直そうという話になり、拠点の位置づけの仕方を少し変えているのが都市計画マスタープラン上は大きな特徴になっております。それが、中心市街地と地域核と地域拠点と3つ名前で示されております。なぜ中心市街地を野幌駅周辺と国道12号沿線にしているかということ、野幌駅周辺と言いつらいところではありますが、市役所を建て替えるという構想がすでに出ているということもあり、建て替えの際に、良い影響が出る可能性があるため、そこまでを含めて中心市街地としております。野幌駅から、色々な施設が連担して配置されていることもあり、そこまでを範囲に含め、少し範囲を広げました。また、地域核として江別駅周辺と大麻駅周辺を捉えております。近年、商業立地や土地利用の変更が起きている高砂駅周辺、住宅の機能が少しずつ集積している豊幌駅周辺、元江別中央地区を地域拠点として、同じ拠点ではあるが位置づけをより詳細にしました。現行では拠点だから同じとしたところを少し色分けした点が違っております。

そのような市民の生活を背景とした都市計画マスタープランづくり、立地適正化計画づくりという話になりますので、既存の商店街が市民生活の中で非常に重要な役割を果たしているなかで、シャッター街になりかけているところもあったりして、そこをどうするかという話をきちんと都市計画マスタープランの中で位置づけておくことが大事だと思います。例えば、新しい店舗が入れ替わりながらきちんと続けられている商店街もあれば、少し活性化が低まっているところもあります。いかにコンビニがたくさんできようともまだ地域の人たちのコミュニティの中心になっているのではないかということを抑えて、大きなロードサイドのスーパーをただ立地させましようという計画ではなく、既存の商店街を大事にしましょうということを都市計画マスタープラン上に位置づけようという画期的な話です。なぜこの話が都市計画マスタープラン上に出てくるかということ、立地適正化計画で分析しているからです。商業地、或いは居住エリアの活動をどう見ているかという分析があるので、そのような視点で検討できます。

立地適正化計画の最後で説明がありました、都市機能誘導区域と居住誘導区域について、具体的な区域は検討段階ですが、江別は、都市部と周辺部がはっきり分かれております。市街化区域の中にほぼすべて活動エリアが入っており、それ以外が農村区域で、農振法でかなり守られた農地になっております。そういう意味では土地利用的にはうまくいっていると思うので、そこをキープしながら、コンパクトでウォークアブルなまちをどのように区域設定するかが今後の課題だと思っております。

なお、交通計画も同時並行で他の部局で検討が進められております。「コンパクト・

プラス・ネットワーク」の、ネットワークが交通計画です。もちろん交通の中には徒歩も含まれております。公共交通や自家用交通も含めます。コンパクトにすることによって移動を伴うという構造が出てきますから、全ての場所に全ての公共施設があるわけではないので分担しながら機能をシェアしましょうという話になります。どのように利便性を持たせるかも大事で、交通計画の進捗を見たり、こちらで提言をしながら具体的に交通計画との連動を図りながら記載していきたいと考えております。以上が補足です。

●佐々木会長

ありがとうございました。これからも小委員会で議論して、また本委員会にあげていただくということですが、現時点でご意見や質問がございましたら伺いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

●荒井委員

災害の項目の中に是非とも雪対策を入れていただければと思います。江別では冬の雪が結構大きな問題になるので、加えていただければありがたいと思った次第です。

●佐々木会長

古い住宅地は特に道路が狭いのでそのような議論、問題が多く出やすいと思います。

●宮川係長

今のご意見に対して1つお話させていただきます。

雪対策に関しては、近年の豪雪を受けまして、情報発信として除雪などに関するラインを使った新たな取り組みも進めているところです。地域別構想については、案を作っている状態ではありますが、地域によっても降り方が違う部分がありますので、書き込み方も含めて検討していきます。全体構想にも今いただいたお話しを踏まえて書き込みを検討したいと思います。

●佐々木会長

ありがとうございます。地域で状況が違うというお話です。雪もそうですが、石狩川の影響を多く受ける地域と大麻側で、私も通勤していて急にここから雪の量が多いなどありましたので、是非検討をお願いしたいと思います。他にございますか。

●高橋委員

14ページの都市計画マスタープランについてですが、中心市街地、地区核、地域拠点と円錐で分かりやすくイメージが示されていると思いますが、円錐の底面積の大きさと円錐の高さは大きさが違うのでいくつかの要素からこの大きさを導き出しているのか、もしそういう要素があるのであれば教えていただきたい。

●宮川係長

14ページの円錐の大きさに関しては、中心市街地の野幌を一番大きくして、次に江別、大麻を大きくしています。言葉でいう中心市街地と地区核という住み分けだけではなく、小篠委員からもありました、中心市街地でいえば野幌駅から市役所までといった範囲の広さ、あとは都市機能、商業施設や公共施設などの機能を多く入れたところを大きくするなどメリハリをつけております。

●佐々木会長

ありがとうございます。他にございますか。

●正国委員

道路網や公共交通、歩行者の移動の計画をご説明いただきましたが、もしかしたら歩行者に含まれているかもしれませんが、自転車による移動は考慮されているかを教えていただければと思います。

●宮川係長

自転車については、歩行系道路の中に含めて考えておりますが、本日お見せした21ページの資料が抜粋版になっておりまして、主要な歩行者路線を記載しております。こちらには漏れておりますが、計画書本文には考え方を一部記載しておりまして、自転車レーンなどの通行環境の整備、また、今はソフト対策としてヘルメット着用などもどんどん進められております。そのような両輪を考えて検討していかなければならないと考えておりますので、計画書本文にはなにかしらの記載を考えております。

●佐々木会長

自動車免許の返納とも関連して、歩行者や自転車は多くなるかもしれません。他にございますか。

●高橋委員

自転車については、私も気になる課題と思っております。法律的には車両に位置づけられ、走る場所は基本的に車道のようなのですが、状況や年齢等に応じて歩道を走行するのも可能となっております。まだまだ自転車走行のルールが徹底されていない一方で、自転車が走りやすい道路の整備、安全に走りやすい道路の整備が全国的には徐々に取り組みが少しずつ進んでいると思っておりますが、もし自転車を意識するのであれば、単純に歩行系という位置づけではなく、少し意識する必要があるのではないかなと思うので、これは意見として述べさせていただきます。

もう一点、歩いて暮らせるまちづくりはどのくらいの距離を歩く範囲と考えるのか。公共交通へのアクセスや、今は高齢化がさらに進む中でドアトゥドアということも言われています。計画自体に盛り込む内容ではないと思っておりますが、そのあたりも想定しながら歩行系と公共交通を考える際に意識していただきたいと思っております。

37ページですが、鉄道とバスの配置状況が丸で示されていますが、江別市の課題であるバス停はあってもバスの本数が極端に少なくて一日に数本しかないところもこの中には丸で示されていると思っております。暮らしていく上では不便、使いたくても使えないと地域の声がありますので、これは公共交通政策の課題ではあります。その辺りをやりとりしながら反映させていただければありがたいなと思っております。

●佐々木会長

自転車については、道路と歩道との段差がかなりあって、段差を飛び越えようとして私も転んだことがあります。そういう安全面や色々な問題もあると思っております。

歩行者の話もでしたが、歩行者はだいたい何mくらいを想定しているのか、事務局いかがでしょうか。

●布澤主査

歩いて移動する距離という話ですが、今の分析では37ページの図のようにJR駅

は800m、バス停は300mとしております。ただし、一般の方は800m、高齢者は500mなど色々な数値がありますので、そのあたりも踏まえて居住誘導区域などを検討したいと考えております。

高橋委員がおっしゃられたバスの本数に関しましては、公共交通の計画も同時期に策定作業を進めておりますので、連携を取りたいと思っております。

●佐々木会長

他にご意見ございませんか。

私からよろしいですか。かわまちづくりの計画とも関連しているということでしたが、堤防の関係は国が所管と思いますが、関連や連携はあるのでしょうか。

●小篠委員

かわまちづくり協議会の会長の立場からお答えさせていただきたいと思いますが、かわまちづくり計画を国交省に出して認定されているということで連携が取れておりまして、堤防の改修事業は国の予算で行っていきます。

かわまちづくり計画では、条丁目地区の市街地側も一体として考える計画書としております。かわまちづくり計画の予算は江別市でつけていただき、国と市が相乗りした形で計画を市から出し、認定を受けております。今年度堤防自体の実施設計に入っており、実施設計完了後に着工していきます。それを追いかけてながら、例えば、休めるようなスペースが必要だとか、そこでイベントやるために必要なスペースがあるという内容を計画書に書き込んでいるため、それについても順次予算をつけながら実行をしていきます。

元々の計画のスタートとしては土で出来た堤防になるので、堤防の範囲、河川区域が市街地側に広がってくるということでした。その中に外輪船という、劇場に使っていた建物がありましたが、そのあたりはかつて江別港と言われ、色々な物産集散地だったのですが、外輪船はそれらの倉庫群の最後の一つでした。それを撤去せずに移転復元をさせるという計画をかわまちづくり計画の中に盛り込みまして、その実施設計もほぼ完了しております。これらを国と江別市と協力しながら進めております。

そのような意味で、都市計画マスタープランの25ページの景観の項目に、埋もれていた景観を発掘し所有者などの景観に対する意識を啓発するとともに景観の保全へ繋げると新たに記載しました。江別市はずっと景観に対して一生懸命進められていて、表彰制度もありますが、だんだん表彰するものがなくなってきたという話もある一方で、今お話をしたような古い倉庫群があったりします。それは何も位置づけられていないため、そのままにしておくともなくなってしまいます。所有者が所有しきれないということもあるため、公共側がきちんと位置付けて、あるいは発掘して地域の資源として保全していくということを考えていくことが、これからの景観行政のすごく重要なファクターだと思い、少し踏み込んでおりますが、都市計画マスタープランにそのような部分まで書きこんでおります。

また、かわまちづくりではまちづくりを運営していく団体を設立しようと考えております。地元で活動していく人達がきちんといないとできないことだと思います。倉庫が移築されてオープンしても、運営する団体がいないと続けられないと思いますし、川の堤防の上でお祭りをやりましょうと言っても市や河川事務所に申請してとなると時間もかかるし、手続きが面倒なところもあるので全てワンストップで受けて、年間計画を組み立てていける運営組織が必要だという話になり、それを立ち上げようと地元の若手も含めて色々な方々と調整しております。

●佐々木会長

かわまちづくりで移転したのも実際に使うのは民間が中心となると思います。官民合わせて盛り上げていかなければと思います。

事務局から何かありますか。

●鳴海課長

今、小篠委員が言われたことで間違いございません。都市計画課としても都市計画マスタープランの改定にあたっては、かわまちづくりの所管であります経済部とも連携しながら組み立てております。また、本日参加されております江別河川事務所の正国所長を始めとする江別河川事務所の皆様も非常に一生懸命やっただいていただいているとお聞きしておりますので、上手くいっていると認識しております。

●佐々木会長

他にございませんか。

それでは本日の質問等を締め切りたいと思います。

それでは引き続き計画の改定や策定作業を小委員会のほうで進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

6. 閉会

●佐々木会長

これで本日の予定は終了したいと思います。どうもありがとうございました。